

【中東アフリカ IP 情報】モザンビークのバンジュール議定書加盟

2020年5月17日
ジェトロ・ドバイ事務所

2020年5月17日、アフリカ広域知的財産権機関（ARIPO）は、2020年5月15日にモザンビークが商標についてのバンジュール議定書の加盟書を寄託したことを発表しました。バンジュール議定書は、ひとつの出願願書をARIPOまたはバンジュール議定書加盟国に提出することによって、バンジュール議定書加盟国に同時に出願したことと同じ効果を与えることができる出願制度です。モザンビークでは、2020年8月15日に施行され、それ以降、モザンビークを指定国とすることができます。モザンビークの加盟により、ARIPO加盟国19カ国のうち、11カ国¹がバンジュール議定書を批准することになります。モザンビークでは、知的財産法（Decree Nr. 47/2015 of 31 December 2015）において、すでにバンジュール議定書を施行するための規定を定めています。

－ARIPOのニュースリリースは、以下参照－

<https://www.aripo.org/mozambique-accedes-to-the-banjul-protocol-on-marks/>

－モザンビーク知的財産法（Decree Nr. 47/2015 of 31 December 2015）は、以下参照－

<https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/CPIMenglishversion-1.pdf>

－ARIPOにおける知的財産権取得に関する制度概要調査は、以下参照－

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_201802.pdf

(了)

¹モザンビーク以外の加盟国は、ボツワナ、エスワティン（旧スワジランド）、レソト、リベリア、マラウイ、ナミビア、サントメ・プリンシペ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエです。